

## 「教育の振興に関する施策の大綱」および「第 2 期仙台市教育振興基本計画」の改定について

### 1 改定の考え方

本市では、教育の振興に関する施策の大綱及び教育振興基本計画を基に、教育委員会において様々な施策を進めてきたところであるが、より複雑化する教育課題に対応していくためには、福祉や地域政策などとの連携が一層重要となっている。令和 2 年度は、本市のまちづくりの指針となる新たな総合計画の策定を予定していることから、教育大綱等についても、全市的な方向性と整合を図りながら一体的な見直しを行う必要がある。

見直しにあたっては、教育振興基本計画をもって教育大綱と位置付けることができるとされていること（※）を踏まえ、総合教育会議における熟議も行いながら、令和 3 年 3 月を目途に、新たな教育振興基本計画となる「(仮称) 仙台市教育プラン」を策定する。

#### 【現計画と新計画の比較】

	現計画	新計画
教育大綱	・平成 27 年 12 月に策定。計画期間は令和 3 年 3 月末まで。	・ <b>令和 3 年 3 月末までに策定。</b> (振興計画は計画期間を 1 年前倒し)
振興計画	・平成 29 年 1 月に策定。計画期間は令和 4 年 3 月末まで。	

### 2 今後のスケジュール（案）

令和 2 年夏頃 総合教育会議（骨子案）

令和 2 年 11 月 「(仮称) 仙台市教育プラン」中間案パブリックコメント

令和 3 年 1 月 総合教育会議（中間案、新年度施策の検討）

令和 3 年 2 月 総合教育会議（最終案）

教育委員会付議

市長決裁

} 「(仮称) 仙台市教育プラン」決定

（※）「平成 26 年 7 月 17 日付文部科学省通知第 490 号」

地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。